

テーマ2

債務者組織の支援および社会的受容に関する課題



禧年（ヒニョン）

債務蕩減相談所

所長 キム・チヨルホ 牧師

1. 金融債務の社会的責任

韓国におけるアジア通貨危機とその弊害

韓国社会における金融被害者運動は、「金融債務の社会的責任」という認識から出発した。韓国の21世紀は、まさに、国際通貨基金（IMF, International Monetary Fund）による経済管理体制の下で始まったと言っても過言ではない。1997年のアジア通貨危機により、数多くの労働者が職場を追われ、仕事・住居・財産を失い、路上に放り出された。



多くの人々は生活を維持するために「クレジットカードや各種ローンなどの金融債務」に依存せざるを得なかった。その結果、数多くの債務者が違法かつ過酷な取立て行為に苦しめられた。借金のために家庭が崩壊し、極度の貧困に陥ってホームレスとなる者、あるいは自ら命を絶つ者まで相次いだ。

このような時代状況の中で、韓国の民生・労働・人権の分野で活動する市民運動家たちは、「金融債務の社会的責任」という概念を自覚するようになった。そして、低所得層や社会的弱者の金融債務問題を解決するために、債務帳消し運動へと乗り出した。

함께
끌어낼 수 있습니다

빛은 함께 해결할 수 있는 문제입니다
혼자 고통받지 말고 새벽과 새 희망을 찾으세요

나
11/21
MINSANG

빛
9413

개인 파산 및 회생
상담전화 042-255-9413

대진대학교
DJET

사회적 가치를 실현합니다.
이 작업은 한밭대학교 시각디자인학과 학생들의 재능기부로 이루어진 것입니다.
작업자는 정수민, 정은하, 손주영입니다.

21世紀韓国社会・経済の金融化 (financialization)

韓国政府は、アジア通貨危機を克服する過程で、国際金融資本に対して韓国の金融市場を全面的に開放した。その結果、韓国社会は「21世紀のグローバル金融化体制」の中に組み込まれることとなった。21世紀の韓国において、賃金労働者の多くは、「労働者であると同時に、擬似的な資本家」でもある。また一部の人々は、「資本から直接的な指示を受ける労働者であると同時に、個人事業主」としての地位も併せ持っている。実際、2024年12月末時点で、韓国の経済活動人口（約2,800万人）のうち、1,432万人が株式を保有していた。その中で、1,410万人（全体の99.1%）が個人投資家である。さらに、暗号資産（仮想通貨）投資者数は「少なく見積もって約700万人、多くは1,000万人を超える」と推定されている。また、特殊雇用、フリーランス、配達員・宅配ドライバーなどのプラットフォーム労働者も、約250万人に達すると推定されている。

日常生活の金融化 (financialization of daily life)

21世紀の韓国人は、もはや現金を持ち歩かなくなった。それは、21世紀の「日常生活の金融化」が、「人が生きる世界のあらゆるもの」を支配しているからである。韓国では、人々が日々のあらゆる支出や必要を、金融システムに全面的に依存し、その管理を金融システムに委ねるようになった。このように、世界の各国でも「日常生活の金融化」が広く深く根を下ろしている。

これに関連して、アメリカの経済学者マイケル・ハドソン（Michael Hudson）は、「21世紀の金融化こそ、中世ヨーロッパの高利貸し業と略奪経済への回帰である」と嘆いている。また、イギリスの経済地理学者ブレット・クリストファーズ（Brett Christophers）は、「21世紀の世界は、不労所得資本主義（Rentier Capitalism）体制に完全に従属している」と指摘している。

2. 金融債務の社会的責任に関する証言

「借金した罪人」を拒む 「禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所（以下「ヒニョン」）」は、アジア通貨危機以降、20年以上にわたり、「借金した者は罪人ではない」と韓国社会に訴え続けてきた。ヒニョンは、債務帳消し運動（禧年債務蕩減運動）を通じて、「債務者を罪人とみなす社会的・経済的認識」そのものを拒んできた。このように、ヒニョンの「『借金した者＝罪人』という考え方を拒む運動」の根底には、金融債務の社会的責任に関する証言がある。何よりも、21世紀の世界の民主主義社会においては、もはや「借金した罪人」という発想自体が拒否されつつある。各地で、人々が次々と「金融債務の社会的責任」について声を上げている。

金融債務の社会的責任に関する「裁判所の証言」

21世紀の世界が「不労所得資本主義（Rentier Capitalism）」の時代状況にある中で、「金融債務の社会的責任」に関する証言は、裁判所を通じて聞くことができる。裁判所は「個人破産・免責および個人再生に関する法律」を根拠として、「借金した罪人」という考え方を拒んでいる。韓国の裁判所は、21世紀の金融システムの中で借金を負わざるを得なかった金融債務者の生活状況を、事実在即して綿密に審理する。そして、金融債務者の生活経済が破綻状態にあることを確認したうえで、破産および免責を認める判決を下す。

韓国裁判所における個人破産・免責および個人再生の申請累計（年度別・件数）

年度	2003	2007	2020	2021	2022	2023	2024
個人破産	3,856	154,039	50,379	49,063	41,463	41,239	40,104
個人再生	0	51,416	86,551	81,030	89,966	121,017	129,498
合計	3,856	205,455	136,930	130,093	131,429	162,256	169,602

金融債務の社会的責任に関する「21世紀金融システムの証言」

「金融債務の社会的責任」に関する証言は、21世紀の金融システムを通じても語られている。21世紀の韓国金融システムの実態は、次のように数値と数式で表すことができる。

「2024年12月末時点の本源通貨（現金通貨182.67兆ウォン＋銀行手持ち資金＋支払準備預金）283.48兆ウォンが、通貨乗数約14.675倍の速度で循環し、信用通貨（＝債務）4,160.35兆ウォンを生み出した。」

このように、21世紀の韓国金融システムにおいては、すべての貨幣、富、資産は誰かの「債務」である。その債務を数値で表すと、「2024年12月末時点の家計債務1,927.3兆ウォン＋自営業者債務1,123.8兆ウォン＝実質家計債務3,051.1兆ウォン」となる。

このとき、すべての債務（貨幣）は「利子と利潤を介して」循環している。しかし、21世紀の韓国銀行は「利子」や「利潤」という名目の貨幣を別途発行してはいない。したがって、21世紀の韓国社会・経済におけるすべての富と資産は、「誰かの懐にある貨幣を、利子と利潤という名のもとに奪い取り、独占し、蓄積した結果」である。言い換えれば、21世紀の韓国の金融システムにおいて、すべての金融債務者が「金融被害者」である。



3. 韓国における金融被害者運動の現況

社会的協同組合 民生ネットワーク・セビョク(새벽)（以下「セビョク」）の活動

「セビョク」は、アジア通貨危機以後、韓国の広域都市の一つである大田（テジョン）で、金融被害者運動を開始した。セビョクは、金融被害の当事者、活動家、法律家、そしてボランティアが共に交流し、活動する連帯組織である。また、**セビョク**は、「個人破産・免責はモラルハザードではなく、人間の権利である」というモットーのもとに活動している。



統合相談活動：民生を支える協同の取り組み

セビヨクは、金融被害者に対して、「個人破産・個人再生に関する相談および法的サービス」を、最初から最後まで継続的に提供している。（債務総合相談 → 書類発行案内 → 裁判所提出書類の作成 → 裁判所への申立て → 破産・免責決定に至るまで）

また、地域の社会福祉機関や団体との交流と連携を通じて、金融被害当事者に適した「生活保護などの民生・福祉に関する権利の確認と手続き支援」を行っている。さらに、「金融債務に関連するあらゆる生活上の法律問題」について相談を受け、問題解決を支援している。加えて、「21世紀の多様な金融サービスの利用とその弊害」についても相談を受け、問題解決をサポートしている。

教育活動：ひとり破産学校／家庭財務学校 ／民生福祉相談学校

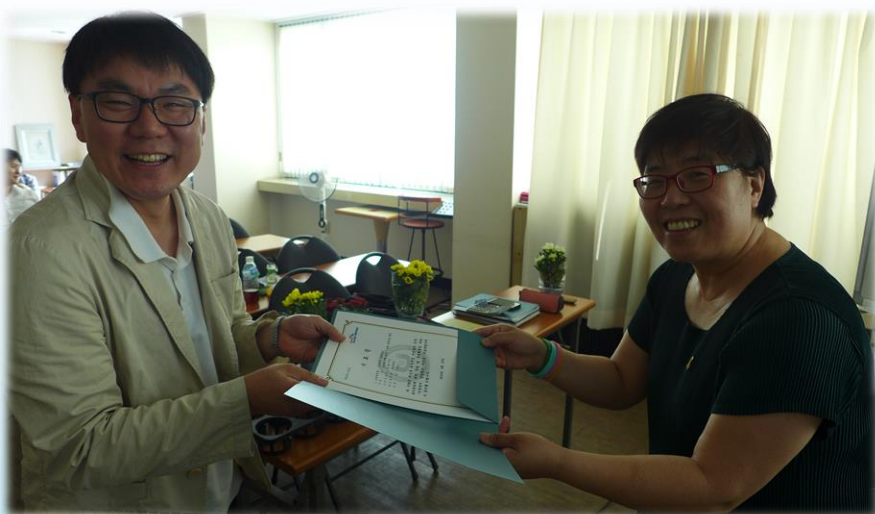
「ひとり破産学校」では、金融被害者当事者に対し、個人破産・免責制度の理解、債務訴訟への対応、違法な取立てへの対応、わかりやすい生活法律知識などを教育している。「家庭財務学校」では、金融被害者や地域住民に対して、生活経済の理解、高齢期の経済理解、金融リテラシー教育を行っている。

(金融リテラシー教育の内容：金融機関の仕組み／金融機関の利用／金融被害の予防／ボイスフィッシング被害の防止など)



「民生福祉相談学校」では、地域の社会福祉士および民生・福祉分野の活動家に対して、「社会福祉制度、個人破産・免責制度、生活経済、生活法、労働法」などを教育している。

また、地域の民生・福祉活動家が、金融被害者や地域住民に対して、民生・福祉に関する住民の権利を案内し、相談に応じ、問題解決を支援できるよう、役割と能力の強化を図っている。



金融被害当事者の集まり「セマダン(새마당)」の活動

「セビョク」は、すべての金融被害者運動において、「金融被害当事者の活動」を原則としている。セビョクは、金融被害者運動を始めた当初から、金融被害当事者の組織として「セマダン」を設立した。



セマダンは、セビョクの個人破産・個人再生に関する相談活動に参加するボランティアおよび相談活動家の育成に力を注いできた。セマダンのメンバーであるボランティアや相談活動家たちは、

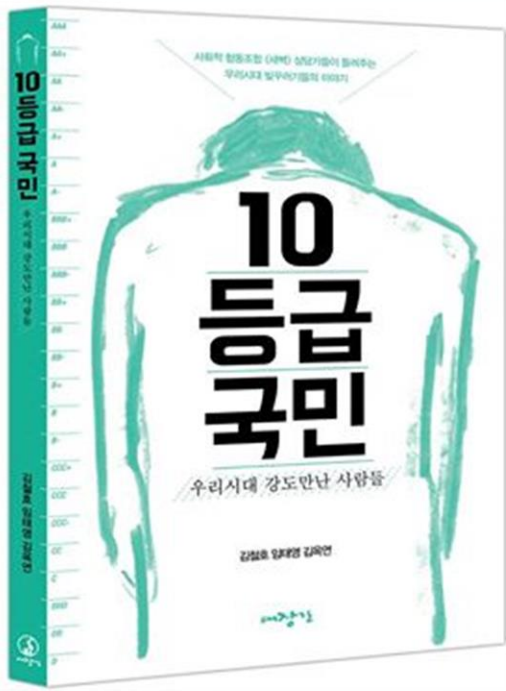
金融被害当事者として、主体的かつ債務者に寄り添った相談能力を発揮している。また、セビョクは、セマダンの相談活動家を、地方自治体が設立した「金融福祉相談センターの金融相談員」として派遣することもあった。



事例集の刊行：『10等級国民』

セビョクとセマダンとは、金融被害当事者の声を集め、『10等級国民』という金融被害者の事例集を出版した。『10等級国民』は、「この国の借金を背負った人々の苦難と絶望の生の声をお届けします」というテーマで制作された。実際、21世紀の韓国社会は、「債権者の怒声だけが響き渡る社会」である。

そのような時代状況の中で、『10等級国民』は、「今こそ、この国の金融被害者たちに声を上げさせよ」という目標のもとに共に歩み出した実践の一步である。



協同組合活動

韓国政府は2012年、複雑で扱いにくかった協同組合制度を再整備し、「協同組合基本法」を制定した。この法律は、低所得層や社会的弱者の住民が、さまざまなサークル活動を通じて協同組合の設立を計画・実行できるよう支援するものである。また、協同組合設立サークルが、安定的かつ持続的な生産活動と雇用創出を行えるよう支援している。

こうした制度のもとで、セビョクは金融被害当事者、活動家、ボランティアが共に交流し、参加する協同組合設立活動を進めてきた。



金融債務の社会的責任のための全国連帯（以下「全国連帯」）の活動

「全国連帯」は、金融債務の社会的責任および金融債務者の人権の向上を目的として結成された全国規模の連帯組織である。全国連帯は、韓国の金融市場における投機的金融資本による違法営業を監視・批判することで、社会的責任の強化をめざす活動が続けてきた。毎年11月21日（＝「アジア通貨危機の日」）には、全国の金融被害者とともに、「11・21金融被害者行動の日」として集会やデモを開催している。

多くの人々が共に参加し、「金融被害当事者の声を上げる広場」を組織して活動が続けてきた。



また、**全国連帯**は必要に応じて、「金融消費者の権益保護と金融の社会的責任に関する政策討論会」を開催している。討論会を通じて、関連する法制度の改善および政策提案活動を展開してきた。さらに、金融消費者および金融被害者の相談・教育・コンサルティング事業を実施し、貸金業被害の防止と金融の公共的役割の強化に関する研究・開発、そして関連法の制定・改正活動にも取り組んできた。

金融債務の社会的責任のための全国連帯参加団体 金融被害者連帯 ヘオルム(해오름)/金融被害者破産支援連帯/生きがいのある民生実現連帯/民生経済研究所/経済民主化のための同行/貧困と差別に抗う人権運動連帯/エデュマナー・ジュビリー銀行/社会的協同組合 民生ネットワーク・セビョク/ホームレス行動



4. 金融債務問題の解決を支援する公的機関

法律救助公団「個人再生・破産総合支援センター」

2009年、韓国法律救助公団は、ソウル中央支部に「個人再生・破産総合支援センター」（以下「センター」）を設置した。現在では、ソウル、水原（スウォン）、大田（テジョン）、大邱（テグ）、釜山（プサン）、蔚山（ウルサン）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）の計8つの地方法院管轄地域すべてにセンターを開設している。センターは、月収265万ウォン未満の人々を対象に、個人破産および個人再生に関する法的サービスを提供している。毎年、およそ1万5,000件余りの個人破産・個人再生案件を取り扱っている。

訴訟救助弁護士制度（無償法律支援）

韓国の裁判所では、個人破産および個人再生事件に関連して、訴訟救助弁護士制度を運用している。訴訟救助の対象となるのは、「生活保護受給者、ひとり親家庭、障がい者、60歳以上の高齢者、基準中位所得の75%未満の人々」である。これらの対象者は、訴訟救助弁護士を通じて、個人破産・個人再生事件に関する法的サービスを無償で受けることができる。

金融福祉相談センター

2013年7月、ソウル市は「金融福祉相談支援に関する条例」を制定し、全国で初めて「金融福祉相談センター」（以下「相談センター」）を開設した。その後、現在に至るまで、全国の大多数の広域自治体でも同様の条例が制定され、「相談センター」が設立された。相談センターは、金融脆弱階層の住民を対象に、「金融・法律・福祉を組み合わせた相談サービス」を提供している。主なサービス内容は、個人破産・個人再生に関する相談、金融福祉教育、自治体の公共機関および民間機関の社会福祉サービスとの連携などである。

庶民金融総合支援センター

2016年9月、韓国政府は「庶民金融生活支援に関する法律」を制定し、全国の広域自治体ごとに「庶民金融総合支援センター」（以下「支援センター」）を設立した。支援センターは、庶民金融の総合プラットフォームとして、「ミソ(미소)金融」「ヘッサルローン(햇살론)」「パクオドゥリムローン(바퀴드림론)」など、庶民の生活金融に関する相談および支援を行っている。また、支援センターは、裁判所の債務調整プログラムや法律救助公団の個人再生破産総合支援センターと連携した相談を通じて、個人破産および個人再生に関する法的サービスを提供している。さらに、支援センターの運営主体である「信用回復委員会（債権者連合体）」は、民間の債務調整業務として、「プリワークアウト」および「個人ワークアウト」のサービスを提供している。

再生裁判所

2017年3月、韓国の裁判所は全国で初めて「ソウル再生裁判所」を開設した。その後、2023年には「水原（スウォン）再生裁判所」と「釜山（プサン）再生裁判所」が設立された。さらに2026年には、大田（テジョン）、大邱（テグ）、光州（クァンジュ）に新たな再生裁判所が開設される予定である。再生裁判所は、過重債務者の新たな出発を支援することを目的に、債務者に配慮した個人破産・免責および再生判決を下している。また、債務者がより容易かつ円滑に個人破産・個人再生の手続きを利用できるよう、さまざまな訴訟制度や手続規則の改善を進めてきた。これにより、再生裁判所は「債務者の新しい人生を支える支柱となる本来の役割」を着実に果たしている。

韓国破産再生弁護士会

「韓国破産再生弁護士会」（以下「弁護士会」）は、個人破産・個人再生に関する公益相談を通じて、必要な法的サービスを提供している。個人破産および個人再生、債権回収、消滅時効、債務者代理人制度、その他の金融消費者に関連する相談や法的サービスを行っている。また弁護士会は、法律を変え、制度を変え、社会通念を変えることによって、「金融債務によって人間らしい生活が奪われない社会」を実現するために取り組んでいる。さらに、債務者に新たな人生の機会と挑戦を与える「新しい出発－敗者復活戦」を保障するため、努力を続けている。

5. 韓国の社会・経済における「金融被害者運動の限界と課題」

「セビョク」の金融被害者相談および教育活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、そのほとんどが縮小された。こうして縮小したセビョクの活動は、コロナ禍が収束した後も、かつての活動体制を十分に回復するには至っていない。その間に、全国の広域自治体では、自治体によって設立され、地域信用保証財団（保証債権会社）が運営する金融福祉相談センターが、全国各地で次々に開設された。

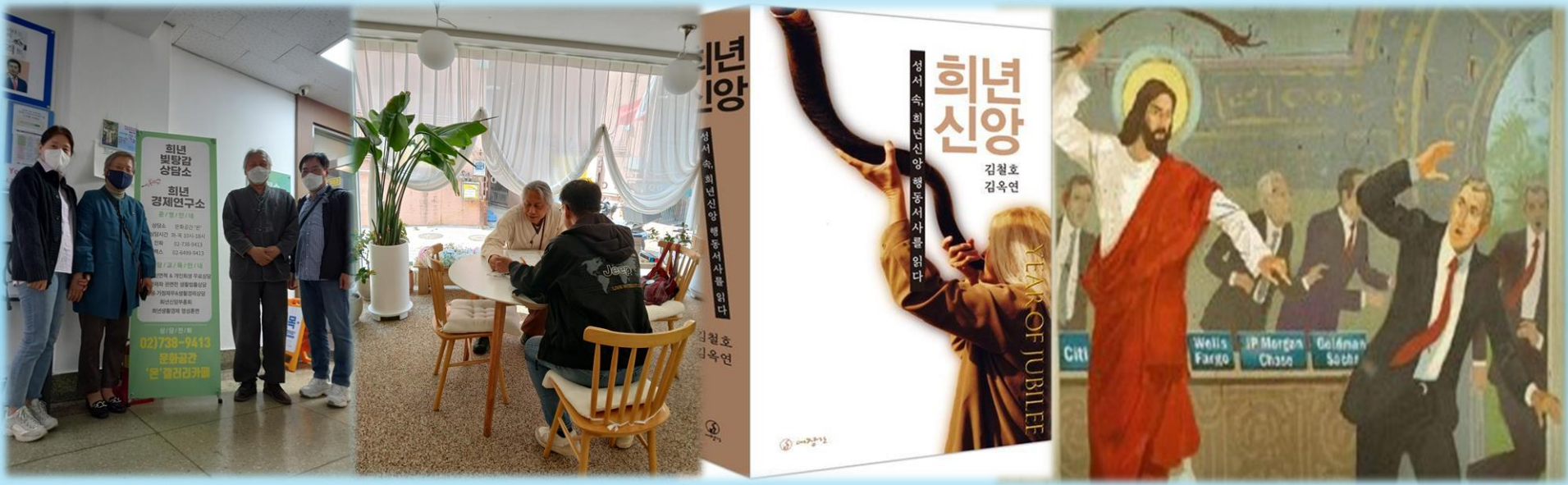
「セマダン」の活動もまた、コロナ禍のなかで大幅に縮小した。さらに、コロナ禍の中で「二度目の破産状態」に陥った会員も現れた。中には、個人破産・免責を経て新たな出発を果たせず、最終的に生活保護受給者となった人々もいた。一方で、弾劾された韓国の尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権は、協同組合および社会的経済の国家予算を100%削減した。その結果、過去3年間で数多くの協同組合が倒産した。今は、新しい政府が再び協同組合および社会的経済の予算を回復してくれることを願うばかりである。

「全国連帯」の活動も同様に、コロナ禍の中でほとんどが縮小した。「全国連帯」と金融被害当事者たちが共に行ってきた「11・21金融被害者行動の日」の集会やデモも、すべて中止された。現在では、SNSの力カオトーク（Kakao Talk）グループを通じて、地域の活動情報を共有する程度にとどまり、その命脈をкаろうじて保っている。しかし、「セビョク」と「セマダン」の活動が中断されることはない。なぜなら、金融債務の解決を支援する公的機関は、金融被害者運動に賛同しないだけでなく、関心すら示していないからである。むしろ、韓国の地方自治体や政府の公的支援機関による債務帳消し政策は、韓国の社会・経済において「モラルハザード」論争を引き起こすだけにとどまっている。筆者は、「金融被害者自身による運動」こそが、韓国社会における「モラルハザード」という非難を乗り越え、「人が人間らしく生きられる社会」をつくり出すことができると、心から信じている。

6. 新しい対話・参加・連帯

禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所と禧年（ヒニョン）経済研究所は何をしているのか
発表者は、2023年4月に大田（テジョン）での「セビョク」の活動を終え、ソウルへ移住し、新たに「禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所&禧年（ヒニョン）経済研究所」を開設した。

禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所（以下「ヒニョン」）は、
崖っぷちに追い込まれた金融被害者に対して、個人破産・個人再生の相談を通じた債務帳消し支援を行っている。また、借金に関わるあらゆる生活上の法律問題について相談を受け、問題解決を支援している。さらにヒニョンは、金融被害者に対し、生活保護など社会福祉に関する権利の確認と福祉サービスの案内を行うとともに、21世紀の金融資本主義に対する対抗軸として、協同組合や社会的経済活動の実践を支援している。



「ヒニョン」は禧年基金（ゴエル ㄱ올基金）を運用している

- ①個人再生手続き中に返済金の延滞によって手続き廃止の危機に直面する債務者に対し、未納返済額を支援する。
- ②1,000万ウォン未満の少額債務で苦しみ、個人破産や再生が難しい若年債務者に対し、元金減免による債務調整を実施し、その調整額の一部または全額を支援する。
- ③裁判所がすべての個人破産申請者に課している「破産管財人費用」を支払えない債務者に対して、必要経費を支援する。

「ヒニョン」は、すべての支援対象者に「深層債務相談および債務調整サービス」を提供している。相談の過程で、支援対象者の意思を確認したうえで、可能な範囲で支援金の返済を行うようにしている。経済的にまったく余裕のない金融債務者に対しては、無償で支援を行う。



禧年（ヒニョン）経済研究所は、

21世紀における「禧年経済」の実践行動と霊性（Spirituality）を研究・教育している。



「禧年信仰」にふさわしい、神の国の代替経済としての協同組合および社会的経済のあり方を研究・教育している。



キリスト教会およびキリスト教NGOとの対話・参加・連帯

ヒニョンは、韓国のキリスト教会およびキリスト教系NGOと「禧年（ヒニョン）債務蕩減運動」の内容を共有し、参加と連帯の拡大に力を注いでいる。また、債務問題に苦しむ教会員に出会い、相談に応じ、問題解決を支援している。ヒニョンは、ソウル市鍾路区にある蓮洞（ヨンドン）教会の「ゲイルホール」において、毎週火曜・木曜に個人破産・個人再生の無料相談を実施している。また、仁川市にある社会福祉法人「明日の家」においても、毎週水曜に個人破産・個人再生の無料相談を行っている。ここでは、金融被害者が「明日の家」の多様な活動（シェルター、自立支援事業、協同組合活動など）と連携して支援を受けられるよう案内している。さらに、キリスト教NGOである「禧年（ヒニョン）社会的協同組合」の事業とも連携し、金融被害者が疲弊した心身を癒し、休息を得られるよう支援している。



「タンビ(단비)・コモンズ (Commons)」の活動

ヒニョンは、忠清南道・天安（チョナン）の農村地域にある**タンビ教会**を拠点に、新たな取り組みとして「タンビ・コモンズ活動」を開始した。この活動を通じて、金融被害者の疲れ切った心と身体に「休息と新しい人生」を提供することを目指している。ヒニョンはタンビ・コモンズの理念を次の三つの原則で定義している。

私有化放棄の原則：法的な私有財産権や個人所有への欲望を手放し、所有ではなく、共同の必要と使用に応じて共に分かち合う生活を実践する。

民主主義の原則：意思決定の過程における手続き的民主主義だけでなく、社会的に排除された人々を配慮し、その意思を尊重する。

原始共産社会の原則：金銭に換算できない多様で新しい形態の活動と労働を尊重し、互いの能力に応じて働き、必要と用途に応じて分かち合う。

社会的相続運動：誰であれ、21世紀の不労所得資本主義 (Rentier Capitalism) 体制の下で築いた富や資産を、無限独占的な遺産として相続することは罪である。したがって、家族には必要最小限の富と資産だけを残し、残りは草の根地域社会に還元する。このとき、富や資産だけでなく、生命・生態・文化芸術など、未来世代に役立つ活動や経験もともに継承する。



タンビ・コモنزの主な活動内容

- ①生命農業（農業法人「ダハムウォン(다함원)」）：有機農業を通じて、健全な共同体の食を生産する。
- ②ケア・コモنز（ドランドラン（도란도란）社会的協同組合）：コミュニティケアを通じて、疲れた人々に人間らしい生活を提供する。
- ③休息と霊性のコモنز（「敬聴の家」）：宗教的な祈りと霊性プログラムを通じて、心身の癒しを提供する。
- ④文化・芸術コモنز（地域社会的協同組合）：地域住民や訪問者が共に音楽・美術・工芸などの文化・芸術活動を通して、喜びと幸福を分かち合う。



東アジア金融被害者交流会運動をアジアへ

ヒニョンは、今こそ「東アジア金融被害者交流会運動」の経験と成果を、アジア各国の民生・福祉相談活動家たちと共有すべき時だと考えている。まず、ヒニョンは、アジアのキリスト教団体（YMCAなど）とともに、禧年（ヒニョン）債務減運動の経験と成果を共有することを計画している。さらに、アジア諸国の民生・福祉相談活動家と協働し、東アジア金融被害者交流会運動の経験と成果を広く共有することを提案している。

この取り組みによって、アジア各国で「個人破産・免責法制の制定や金融被害者運動」が生まれるよう支援し、「新しい社会経済運動としての金融被害者運動のビジョン（Vision）」をアジア諸国に向けて示していくことができるだろう。



テーマ2 債務者組織の支援および社会的受容に関する課題

禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所 所長 金 哲鎬（キム・チョルホ）牧師

1. 金融債務の社会的責任

韓国におけるアジア通貨危機とその弊害

韓国社会における金融被害者運動は、「金融債務の社会的責任」という認識から出発した。韓国の21世紀は、まさに、国際通貨基金（IMF, International Monetary Fund）による経済管理体制の下で始まったと言っても過言ではない。1997年のアジア通貨危機により、数多くの労働者が職場を追われ、仕事・住居・財産を失い、路上に放り出された。多くの人々は生活を維持するために「クレジットカードや各種ローンなどの金融債務」に依存せざるを得なかった。その結果、数多くの債務者が違法かつ過酷な取立て行為に苦しめられた。借金のために家庭が崩壊し、極度の貧困に陥ってホームレスとなる者、あるいは自ら命を絶つ者まで相次いだ。

このような時代状況の中で、韓国の民生・労働・人権の分野で活動する運動家たちは、「金融債務の社会的責任」という概念を自覚するようになった。そして、低所得層や社会的弱者の金融債務問題を解決するために、債務帳消し運動へと乗り出した。

21世紀韓国社会・経済の金融化（financialization）

韓国政府は、アジア通貨危機を克服する過程で、国際金融資本に対して韓国の金融市場を全面的に開放した。その結果、韓国社会は「21世紀のグローバル金融化体制」の中に組み込まれることとなった。21世紀の韓国において、賃金労働者の多くは、「労働者であると同時に、擬似的な資本家」でもある。また一部の人々は、「資本から直接的な指示を受ける労働者であると同時に、個人事業主」としての地位も併せ持っている。

実際、2024年12月末時点で、韓国の経済活動人口（約2,800万人）のうち、1,432万人が株式を保有していた。その中で、1,410万人（全体の99.1%）が個人投資家である。さらに、暗号資産（仮想通貨）投資者数は「少なく見積もって約700万人、多くは1,000万人を超える」と推定されている。また、特殊雇用、フリーランス、配達員・宅配ド

ライバーなどのプラットフォーム労働者も、約250万人に達すると推定されている。

日常生活の金融化（financialization of daily life）

21世紀の韓国人は、もはや現金を持ち歩かなくなった。それは、21世紀の「日常生活の金融化」が、「人が生きる世界のあらゆるもの」を支配しているからである。韓国では、人々が日々のあらゆる支出や必要を、金融システムに全面的に依存し、その管理を金融システムに委ねるようになった。このように、世界の各国でも「日常生活の金融化」が広く深く根を下ろしている。

これに関連して、アメリカの経済学者マイケル・ハドソン（Michael Hudson）は、「21世紀の金融化こそ、中世ヨーロッパの高利貸し業と略奪経済への回帰である」と嘆いている。また、イギリスの経済地理学者ブレット・クリストファーズ（Brett Christophers）は、「21世紀の世界は、不労所得資本主義（Rentier Capitalism）体制に完全に従属している」と指摘している。

2. 金融債務の社会的責任に関する証言

「借金した罪人」を拒む

「禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所（以下「ヒニョン」）」は、アジア通貨危機以降、20年以上にわたり、「借金した者は罪人ではない」と韓国社会に訴え続けてきた。ヒニョンは、債務帳消し運動（禧年債務蕩減運動）を通じて、「債務者を罪人とみなす社会的・経済的認識」そのものを拒んできた。

このように、ヒニョンの「『借金した者＝罪人』という考え方を拒む運動」の根底には、金融債務の社会的責任に関する証言がある。何よりも、21世紀の世界の民主主義社会においては、もはや「借金した罪人」という発想自体が拒否されつつある。各地で、人々が次々と「金融債務の社会的責任」について声を上げている。

金融債務の社会的責任に関する「裁判所の証言」

21世紀の世界が「不労所得資本主義（Rentier Capitalism）」の時代状況にある中で、「金融債務の社会的責任」に関する証言は、裁判所を通じて聞くことができる。裁判

所は「個人破産・免責および個人再生に関する法律」を根拠として、「借金した罪人」という考え方を拒んでいる。韓国の裁判所は、21世紀の金融システムの中で借金を負わざるを得なかった金融債務者の生活状況を、事実在即して綿密に審理する。そして、金融債務者の生活経済が破綻状態にあることを確認したうえで、破産および免責を認める判決を下す。

韓国裁判所における個人破産・免責および個人再生の申請累計（年度別・件数）

年度	2003	2007	2020	2021	2022	2023	2024
個人破産	3,856	154,039	50,379	49,063	41,463	41,239	40,104
個人再生	0	51,416	86,551	81,030	89,966	121,017	129,498
合計	3,856	205,455	136,930	130,093	131,429	162,256	169,602

金融債務の社会的責任に関する「21世紀金融システムの証言」

「金融債務の社会的責任」に関する証言は、21世紀の金融システムを通じても語られている。21世紀の韓国金融システムの実態は、次のように数値と数式で表すことができる。

「2024年12月末時点の本源通貨（現金通貨182.67兆ウォン＋銀行手持ち資金＋支払準備預金）283.48兆ウォンが、通貨乗数約14.675倍の速度で循環し、信用通貨（＝債務）4,160.35兆ウォンを生み出した。」

このように、21世紀の韓国金融システムにおいては、すべての貨幣、富、資産は誰かの「債務」である。その債務を数値で表すと、「2024年12月末時点の家計債務1,927.3兆ウォン＋自営業者債務1,123.8兆ウォン＝実質家計債務3,051.1兆ウォン」となる。

このとき、すべての債務（貨幣）は「利子と利潤を介して」循環している。しかし、21世紀の韓国銀行は「利子」や「利潤」という名目の貨幣を別途発行してはいない。したがって、21世紀の韓国社会・経済におけるすべての富と資産は、「誰かの懐にある貨幣を、利子と利潤という名のもとに奪い取り、独占し、蓄積した結果」である。言い換えれば、21世紀の韓国の金融システムにおいて、すべての金融債務者が「金融被害者」である。

3. 韓国における金融被害者運動の現況

社会的協同組合 民生ネットワーク・セビョク (새벽) (以下「セビョク」) の活動

「セビョク」は、アジア通貨危機以後、韓国の広域都市の一つである大田（テジョン）で、金融被害者運動を開始した。セビョクは、金融被害の当事者、活動家、法律家、そしてボランティアが共に交流し、活動する連帯組織である。また、セビョクは、「個人破産・免責はモラルハザードではなく、人間の権利である」というモットーのもとに活動している。

統合相談活動：民生を支える協同の取り組み

セビョクは、金融被害者に対して、「個人破産・個人再生に関する相談および法的サービス」を、最初から最後まで継続的に提供している。（債務総合相談 → 書類発行案内 → 裁判所提出書類の作成 → 裁判所への申立て → 破産・免責決定に至るまで）

また、地域の社会福祉機関や団体との交流と連携を通じて、金融被害当事者に適した「生活保護などの民生・福祉に関する権利の確認と手続き支援」を行っている。

さらに、「金融債務に関連するあらゆる生活上の法律問題」について相談を受け、問題解決を支援している。加えて、「21世紀の多様な金融サービスの利用とその弊害」についても相談を受け、問題解決をサポートしている。

教育活動：ひとり破産学校／家庭財務学校／民生福祉相談学校

「ひとり破産学校」では、金融被害者当事者に対し、個人破産・免責制度の理解、債務訴訟への対応、違法な取立てへの対応、わかりやすい生活法律知識などを教育している。「家庭財務学校」では、金融被害者や地域住民に対して、生活経済の理解、高齢期の経済理解、金融リテラシー教育を行っている。

（金融リテラシー教育の内容：金融機関の仕組み／金融機関の利用／金融被害の予防／ボイスフィッシング被害の防止など）

「民生福祉相談学校」では、地域の社会福祉士および民生・福祉分野の活動家に対して、「社会福祉制度、個人破産・免責制度、生活経済、生活法、労働法」などを教育している。また、地域の民生・福祉活動家が、金融被害者や地域住民に対して、民

生・福祉に関する住民の権利を案内し、相談に応じ、問題解決を支援できるよう、役割と能力の強化を図っている。

金融被害当事者の集まり「セマダン (새마당)」の活動

「セビョク」は、すべての金融被害者運動において、「金融被害当事者の活動」を原則としている。セビョクは、金融被害者運動を始めた当初から、金融被害当事者の組織として「セマダン」を設立した。セマダンは、セビョクの個人破産・個人再生に関する相談活動に参加するボランティアおよび相談活動家の育成に力を注いできた。セマダンのメンバーであるボランティアや相談活動家たちは、金融被害当事者として、主体的かつ債務者に寄り添った相談能力を発揮している。また、セビョクは、セマダンの相談活動家を、地方自治体が設立した「金融福祉相談センターの金融相談員」として派遣することもあった。

事例集の刊行：『10等級国民』

セビョクとセマダンは、金融被害当事者の声を集め、『10等級国民』という金融被害者の事例集を出版した。『10等級国民』は、「この国の借金を背負った人々の苦難と絶望の生の声をお届けします」というテーマで制作された。実際、21世紀の韓国社会は、「債権者の怒声だけが響き渡る社会」である。

そのような時代状況の中で、『10等級国民』は、「今こそ、この国の金融被害者たちに声を上げさせよ」という目標のもとに共に歩み出した実践の一步である。

協同組合活動

韓国政府は2012年、複雑で扱いにくかった協同組合制度を再整備し、「協同組合基本法」を制定した。この法律は、低所得層や社会的弱者の住民が、さまざまなサークル活動を通じて協同組合の設立を計画・実行できるよう支援するものである。また、協同組合設立サークルが、安定的かつ持続的な生産活動と雇用創出を行えるよう支援している。

こうした制度のもとで、セビョクは金融被害当事者、活動家、ボランティアが共に交流し、参加する協同組合設立活動を進めてきた。

金融債務の社会的責任のための全国連帯（以下「全国連帯」）の活動

「全国連帯」は、「金融債務の社会的責任および金融債務者の人権」の向上を目的として結成された全国規模の連帯組織である。全国連帯は、韓国の金融市場における投機的金融資本による違法営業を監視・批判することで、社会的責任の強化をめざす活動を続けてきた。

毎年11月21日（＝「アジア通貨危機の日」）には、全国の金融被害者とともに、「11・21金融被害者行動の日」として集会やデモを開催している。多くの人々が共に参加し、「金融被害当事者の声を上げる広場」を組織して活動を続けてきた。

また、全国連帯は必要に応じて、「金融消費者の権益保護と金融の社会的責任に関する政策討論会」を開催している。

討論会を通じて、関連する法制度の改善および政策提案活動を展開してきた。さらに、金融消費者および金融被害者の相談・教育・コンサルティング事業を実施し、貸金業被害の防止と金融の公共的役割の強化に関する研究・開発、そして関連法の制定・改正活動にも取り組んできた。

金融債務の社会的責任のための全国連帯参加団体

金融被害者連帯 ヘオルム（해오름）／金融被害者破産支援連帯／生きがいのある民生実現連帯／民生経済研究所／経済民主化のための同行／貧困と差別に抗う人権運動連帯／エデュマネー・ジュビリー銀行／社会的協同組合 民生ネットワーク・セビョク／ホームレス行動

4. 金融債務問題の解決を支援する公的機関

法律救助公団「個人再生・破産総合支援センター」

2009年、韓国法律救助公団は、ソウル中央支部に「個人再生・破産総合支援センター」（以下「センター」）を設置した。現在では、ソウル、水原（スウォン）、大田（テジョン）、大邱（テグ）、釜山（プサン）、蔚山（ウルサン）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）の計8つの地方法院管轄地域すべてにセンターを開設している。センタ

一は、月収265万ウォン未満の人々を対象に、個人破産および個人再生に関する法的サービスを提供している。毎年、およそ1万5,000件余りの個人破産・個人再生案件を取り扱っている。

訴訟救助弁護士制度（無償法律支援）

韓国の裁判所では、個人破産および個人再生事件に関連して、訴訟救助弁護士制度を運用している。訴訟救助の対象となるのは、「生活保護受給者、ひとり親家庭、障がい者、60歳以上の高齢者、基準中位所得の75%未満の人々」である。

これらの対象者は、訴訟救助弁護士を通じて、個人破産・個人再生事件に関する法的サービスが無償で受けることができる。

金融福祉相談センター

2013年7月、ソウル市は「金融福祉相談支援に関する条例」を制定し、全国で初めて「金融福祉相談センター」（以下「相談センター」）を開設した。その後、現在に至るまで、全国の大多数の広域自治体でも同様の条例が制定され、「相談センター」が設立された。相談センターは、金融脆弱階層の住民を対象に、「金融・法律・福祉を組み合わせた相談サービス」を提供している。

主なサービス内容は、個人破産・個人再生に関する相談、金融福祉教育、自治体の公共機関および民間機関の社会福祉サービスとの連携などである。

庶民金融総合支援センター

2016年9月、韓国政府は「庶民金融生活支援に関する法律」を制定し、全国の広域自治体ごとに「庶民金融総合支援センター」（以下「支援センター」）を設立した。支援センターは、庶民金融の総合プラットフォームとして、「ミソ（미소）金融」「ヘッサルローン（햇살론）」「パックオドゥリムローン（바퀴드림론）」など、庶民の生活金融に関する相談および支援を行っている。

また、支援センターは、裁判所の債務調整プログラムや法律救助公団の個人再生破産総合支援センターと連携した相談を通じて、個人破産および個人再生に関する法的サービスを提供している。さらに、支援センターの運営主体である「信用回復委員会

（債権者連合体）」は、民間の債務調整業務として、「プリワークアウト」および「個人ワークアウト」のサービスを提供している。

再生裁判所

2017年3月、韓国の裁判所は全国で初めて「ソウル再生裁判所」を開設した。その後、2023年には「水原（スウォン）再生裁判所」と「釜山（プサン）再生裁判所」が設立された。さらに2026年には、大田（テジョン）、大邱（テグ）、光州（クァンジュ）に新たな再生裁判所が開設される予定である。

再生裁判所は、過重債務者の新たな出発を支援することを目的に、債務者に配慮した個人破産・免責および再生判決を下している。また、債務者がより容易かつ円滑に個人破産・個人再生の手続きを利用できるよう、さまざまな訴訟制度や手続規則の改善を進めてきた。これにより、再生裁判所は「債務者の新しい人生を支える支柱となる本来の役割」を着実に果たしている。

韓国破産再生弁護士会

「韓国破産再生弁護士会」（以下「弁護士会」）は、個人破産・個人再生に関する公益相談を通じて、必要な法的サービスを提供している。個人破産および個人再生、債権回収、消滅時効、債務者代理人制度、その他の金融消費者に関連する相談や法的サービスを行っている。

また弁護士会は、法律を変え、制度を変え、社会通念を変えることによって、「金融債務によって人間らしい生活が奪われない社会」を実現するために取り組んでいる。さらに、債務者に新たな人生の機会と挑戦を与える「新しい出発－敗者復活戦」を保障するため、努力を続けている。

5. 韓国の社会・経済における「金融被害者運動の限界と課題」

「セビョク」の金融被害者相談および教育活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、そのほとんどが縮小された。こうして縮小したセビョクの活動は、コロナ禍が収束した後も、かつての活動体制を十分に回復するには至っていない。その間

に、全国の広域自治体では、自治体によって設立され、地域信用保証財団（保証債権会社）が運営する金融福祉相談センターが、全国各地で次々に開設された。

「セマダン」の活動もまた、コロナ禍のなかで大幅に縮小した。さらに、コロナ禍の中で「二度目の破産状態」に陥った会員も現れた。中には、個人破産・免責を経て新たな出発を果たせず、最終的に生活保護受給者となった人々もいた。

「全国連帯」の活動も同様に、コロナ禍の中でほとんどが縮小した。「全国連帯」と金融被害当事者たちが共に行ってきた「11・21金融被害者行動の日」の集会やデモも、すべて中止された。現在では、SNSのカカオトーク（Kakao Talk）グループを通じて、地域の活動情報を共有する程度にとどまり、その命脈をкаろうじて保っている。

しかし、「セビョク」と「セマダン」の活動が中断されることはない。なぜなら、金融債務の解決を支援する公的機関は、金融被害者運動に賛同しないだけでなく、関心すら示していないからである。むしろ、韓国の地方自治体や政府の公的支援機関による債務帳消し政策は、韓国の社会・経済において「モラルハザード」論争を引き起こすだけにとどまっている。

筆者は、「金融被害者自身による運動」こそが、韓国社会における「モラルハザード」という非難を乗り越え、「人が人間らしく生きられる社会」をつくり出すことができる、心から信じている。

6. 新しい対話・参加・連帯

禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所と禧年（ヒニョン）経済研究所は何をしているのか

発表者は、2023年4月に大田（テジョン）での「セビョク」の活動を終え、ソウルへ移住し、新たに「禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所&禧年（ヒニョン）経済研究所」を開設した。

禧年（ヒニョン）債務蕩減相談所（以下「ヒニョン」）は、崖っぷちに追い込まれた金融被害者に対して、個人破産・個人再生の相談を通じた債務帳消し支援を行っている。また、借金に関わるあらゆる生活上の法律問題について相談を受け、問題解決を

支援している。さらにヒニョンは、金融被害者に対し、生活保護など社会福祉に関する権利の確認と福祉サービスの案内を行うとともに、21世紀の金融資本主義に対する対抗軸として、協同組合や社会的経済活動の実践を支援している。

「ヒニョン」は禧年基金（ゴエル 기원基金）を運用している。

①個人再生手続き中に返済金の延滞によって手続き廃止の危機に直面する債務者に対し、未納返済額を支援する。

②1,000万ウォン未満の少額債務で苦しみ、個人破産や再生が難しい若年債務者に対し、元金減免による債務調整を実施し、その調整額の一部または全額を支援する。

③裁判所がすべての個人破産申請者に課している「破産管財人費用」を支払えない債務者に対して、必要経費を支援する。

「ヒニョン」は、すべての支援対象者に「深層債務相談および債務調整サービス」を提供している。相談の過程で、支援対象者の意思を確認したうえで、可能な範囲で支援金の返済を行うようにしている。経済的にまったく余裕のない金融債務者に対しては、無償で支援を行う。

禧年（ヒニョン）経済研究所は、21世紀における「禧年経済」の実践行動と霊性（Spirituality）を研究・教育している。また、「禧年信仰」にふさわしい、神の国の代替経済としての協同組合および社会的経済のあり方を研究・教育している。

キリスト教会およびキリスト教NGOとの対話・参加・連帯

ヒニョンは、韓国のキリスト教会およびキリスト教系NGOと「禧年（ヒニョン）債務蕩減運動」の内容を共有し、参加と連帯の拡大に力を注いでいる。また、債務問題に苦しむ教会員に出会い、相談に応じ、問題解決を支援している。ヒニョンは、ソウル市鍾路区にある蓮洞（ヨンドン）教会の「ゲイルホール」において、毎週火曜・木曜に個人破産・個人再生の無料相談を実施している。

また、仁川市にある社会福祉法人「明日の家」においても、毎週水曜に個人破産・個人再生の無料相談を行っている。ここでは、金融被害者が「明日の家」の多様な活動（シェルター、自立支援事業、協同組合活動など）と連携して支援を受けられるよ

う案内している。さらに、キリスト教NGOである「禧年（ヒニョン）社会的協同組合」の事業とも連携し、金融被害者が疲弊した心身を癒し、休息を得られるよう支援している。

「タンビ（단비）・コモンズ（Commons）」の活動

ヒニョンは、忠清南道・天安（チョナン）の農村地域にあるタンビ教会を拠点に、新たな取り組みとして「タンビ・コモンズ活動」を開始した。この活動を通じて、金融被害者の疲れ切った心と身体に「休息と新しい人生」を提供することを目指している。ヒニョンはタンビ・コモンズの理念を次の三つの原則で定義している。

私有化放棄の原則：法的な私有財産権や個人所有への欲望を手放し、所有ではなく、共同の必要と使用に応じて共に分かち合う生活を実践する。

民主主義の原則：意思決定の過程における手続き的民主主義だけでなく、社会的に排除された人々を配慮し、その意思を尊重する。

原始共産社会の原則：金銭に換算できない多様で新しい形態の活動と労働を尊重し、互いの能力に応じて働き、必要と用途に応じて分かち合う。

タンビ・コモンズの主な活動内容

- ①生命農業（農業法人「ダハムウォン（다함원）」）：有機農業を通じて、健全な共同体の食を生産する。
- ②ケア・コモンズ（ドランドラン（도란도란）社会的協同組合）：コミュニティケアを通じて、疲れた人々に人間らしい生活を提供する。
- ③休息と霊性のコモンズ（「敬聴の家」）：宗教的な祈りと霊性プログラムを通じて、心身の癒しを提供する。
- ④文化・芸術コモンズ（地域社会的協同組合）：地域住民や訪問者が共に音楽・美術・工芸などの文化・芸術活動を通して、喜びと幸福を分かち合う。

社会的相続運動

誰であれ、21世紀の不労所得資本主義（Rentier Capitalism）体制の下で築いた富や

資産を、無限独占的な遺産として相続することは罪である。

したがって、家族には必要最小限の富と資産だけを残し、残りは草の根地域社会に還元する。このとき、富や資産だけでなく、生命・生態・文化芸術など、未来世代に役立つ活動や経験もともに継承する。

東アジア金融被害者交流会運動をアジアへ

ヒニョンは、今こそ「東アジア金融被害者交流会運動」の経験と成果を、アジア各国の民生・福祉相談活動家たちと共有すべき時だと考えている。まず、ヒニョンは、アジアのキリスト教団体（YMCAなど）とともに、禧年（ヒニョン）債務蕩減運動の経験と成果を共有することを計画している。さらに、アジア諸国の民生・福祉相談活動家と協働し、東アジア金融被害者交流会運動の経験と成果を広く共有することを提案している。

この取り組みによって、アジア各国で「個人破産・免責法制の制定や金融被害者運動」が生まれるよう支援し、「新しい社会経済運動としての金融被害者運動のビジョン（Vision）」をアジア諸国に向けて示していくことができるだろう。